

三田市火災予防条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第49条の4 省略</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条～第49条の4 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>(法令等の規定に違反している防火対象物の名称等の公表)</u></p> <p>第49条の5 消防長は、防火対象物(規則で定めるものに限る。以下この条において同じ。)における消防用設備等(規則で定めるものに限る。)の設置の状況が法、令若しくはこれらに基づく命令又はこの条例の規定に違反している場合において、当該防火対象物を利用しようとする者にその旨を周知する必要があると認めるときは、<u>規則で定めるところにより、当該防火対象物の名称、所在地その他規則で定める事項を公表することができる。</u></p> <p>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、<u>その旨、その理由その他規則で定める事項を当該公表に係る防火対象物の関係者に通知するものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>